

危険物新聞

第 204 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田 宮 呉 策
大阪市西区西長堀北通 1 丁目
四つ橋ビル 8 階
TEL (531) 9717. 5910
定 価 1 部 2 0 円

近く改正か、消防法

危険物の規制基準を中心に

のびのびになっていた消防法 改正 問題が、実現 間近かの様子になってきた。

危険物規制の改善について、昭和 42 年 12 月 6 日 付伊能消防審議会長より消防庁長官に答申 されて 早や丸 3 カ年を経過した。この間 消防庁 事務 当局 ではその年 5 月に同審議会より 同じく 答申 されて いた「石油コンビナート地帯の 災害 対策に 関する 事項」をもあわせ考慮し、消防法 並びに 危険物 規制 政令の改正業務を進めていた。しかし 何分にも 法別表危険物の指定及び 分類 方法と 基本的な問題 がからみ、各種試験等の 莫大な 作業を かかえて意 の如く進まず、とりあえず 消防法 危険物 関係事項 改正のメドが付き、近く 改正 手続きがとられる 模様である。改正内容については 審かでないが、法 表が主眼点になるものと予想される。

次の試験は 2 月頃

準備講習は 2 月上旬に予定

大阪府では次の危険物 取扱主任者 試験を 2 月に 実施すべく準備中である。試験種目は乙種第 4 類の 予定。

府連合会では受験 準備 講習を 2 月上旬から中旬 前半にかけて、大阪市内 (中小企業文化会館、青 少年会館、農林会館)、堺市内、茨木市内で延 7 回計画している。講習の受付は 1 月下旬の予定。

内定した大阪市内の講習会場

2 月 1 日、3 日	青少年会館
2 月 2 日、8 日	青少年会館
2 月 4 日 2 月 10 日	青少年会館
	農林会館
2 月 3 日、9 日	中小企業文化会館
(夜) 2 月 3 日、4 日、8 日	青少年会館



アメリカで大事故連続

製油所、送油管が大爆発

12月に入り、アメリカで5日石油会社の精油工場の大爆発、10日石油会社の送油管の爆発と大事故が連続して発生した。精油所の事故は朝日新聞によると次のようである。

5日午後11時すぎ、米ニュージャージー州リンデンのハンブル石油会社精油工場で大爆発が起り、少なくとも17人が重軽傷を負ったほか、ニューヨーク市マンハッタンの下町地区、エリザベス市、ニューアーク市など、現場から10キロ以上離れた民家や商店も爆発の衝撃波で窓ガラスが割れた。エリザベス市の一部の地域などでは、破壊されたショーウインドーからの略奪が始ったため、警官を多数動員して警戒に当たっている。火災は爆発後8時間以上経過した6日朝7時現在、まだ続いているという。

警察の発表によると、爆発が起ったのはリンデン精油工場群のアーサーキル触媒炉工場で、ニューアーク湾をはさんでニューヨーク市スターテン島の対岸。一連の爆発は約300メートル上空まで炎で真赤に染め、付近の住民たちはものすごい爆発音と炎や黒煙で「一瞬原子爆弾が落されたかと思った」ほどだったという。現場はニュージャージー・ターンパイク（州高速道路）のすぐそばで、同高速道路は、避難する住民の車でマヒ状態となり、ニューヨークをはじめ隣接各市から現場に向った百数十台の消防車、救急車も現場になかなか近寄れなかったという。

一方、この爆発でエリザベス、ポート・リッチモンド、ニューヨーク・スターテン島の各地域では大地をゆるがす衝撃を感じると同時に、爆風で乗用車、民家の窓ガラス、店のショーウインドーがほとんどめちゃめちゃに破壊された。スターテン地区の下町、ポート・リッチモンドの繁華

街、エリザベス市のデパート、スーパーマーケットなどはころされたショーウインドーから一部の住民が店内に乱入、略奪が行なわれた。特にポート・リッチモンドでは、ショッピング・センターのジョーンズ百貨店が略奪のあと放火される騒ぎまで発展したが、各地区とも、警察が道路閉鎖を行ない、略奪は数時間後にはおさまったという。

ハンブル石油会社は、スタンダード（ニュージャージー）石油会社翼下の会社。同社スポークスマンは、火災がこれ以上広がることはないと言っている一方、爆発を起した精油工場は、燃えつきるまで完全に消しとめることは不可能だろうと言った。同精油工場群は日産24万バレルの精油能力を持ち、米東北部で最大の精油工場。

【リンデン6日＝UPI共同】5日夜のリンデンの石油精油所爆発事件について6日未明、ニューヨークのWINS放送局に「統一社会主義革命戦線」と名乗る男から「連続爆発はわれわれがやった。政治犯を釈放しないかぎり、また同じ爆発が起るだろう」という電話があった。

電話をかけた男は氏名を明らかにしなかったが、現在逮捕されているカリフォルニア州サンラファエルの裁判所襲撃事件の黒人女性活動家アンジェラ・デービス前カリフォルニア大助教授とブラック・パンサー（黒ひょう党）のロバート・シール全国議長および出火現場でつかまった男の計3人の釈放を要求している。

油送管爆発、民家数戸破壊

また、送油管の事故は毎日新聞によると次のようである。

ニューヘーブン市の南西約6.5キロにあるフィリップス石油会社の送油管が10日爆発し、民家数戸が破壊されたほか、大火災が発生した。現場付近は長さ約2.5キロ、幅400メートルの狭い溪谷で、現場にたちこめたガスが大爆発し、その火の玉は300キロ離れたカンザスシチーでも目撃された。爆発の原因は不明である。

消防ポンプから家庭用消火器まで！

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ピーナス

信頼のマーク



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

消防法違反の取扱主任者 免状とり上げ

大阪府では消防法第10条第1項に違反した取扱主任者Aの免状を、10月14日付で返納を命じた。大阪府においてはこのケースははじめてで、他府県では今年、岩手県で2人、愛知県で1人返納命令がでている。

Aは昭和35年10月大阪府より、乙種4類の取扱主任者免状の交付を受け、一時石油運送のタンクローリーの取扱主任者として勤務していたが、昭和44年9月頃より、大阪市此花区で大量の危険物を無許可で、貯蔵し、同年12月13日出火した。

その行為は消防法第10条第1項違反で、社会に及ぼす影響も大きく、大阪市消防局より告発され、有罪の判決があった。本人は事業主とともに取扱主任者免状の所有者で、消防法違反の事実が認められた時点で、同法第13条の第2第5項の規定により返納を命ぜられたものである。

危険物運搬車両等の一斉取締結果

多い品名違反

大阪市消防局では、秋の全国火災予防運動にさきがけて去る11月24日、大阪市内17カ所において、公開による危険物運搬車両等の一斉取締りを実施した。

その結果は、別表のとおりで、当日検査を受けた車両は761台にのぼり、そのうちの206台(28.5%)が不良車両として注意指導を受けた。

主な違反事項についてみると、まず、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の場合、許可品目外の取扱いが最も多く、ついで標識、消火設備、緊急閉鎖装置、接地装置となっている。許可品目外の取扱いについては、暖房用燃料の需要期に入り、車両の不足から、許可された品目以外の灯油、重油等を臨時に運搬していたものが多く見られたが、このような場合は、事前に常置場のある所轄消防署を通じて変更届をしなければならないことになっている。

なお、積載品目の変更がはげしく行なわれる場合は、事前に消防署と連絡をとり、安全設備をすることによって、2種目以上の積載許可をとっておくこともできる。標識(旗)については、不鮮明なものが殆んどであったが、定期的書き直す必要がある。

緊急閉鎖装置については、設備されながら点検が不十分なため作動が困難であったものが多く、車両の転倒時など

積載危険物の流出防止をはかるため重要な役割りを果たすものであり、常時整備しておかなければならないものである。又、消火設備について指摘された車両が15台もあったが一般車両と異なり、いやしくも危険物運搬専用車であるタンクローリーの場合、全くお話しにならないと検査員もあきれている。なお、車両に積載する消火器については、

自動車用として検定のあるものを設備することが望ましく薬剤容量等についても法令により規制がある。

又、一般車両の場合、違反の殆んどが標識(旗)と消火器の不備であったが、法定数量以上の危険物を運搬する車両には、必ず装備しなければならないものであり、法令の無知によるものも少なくなかったが、最早や、危険物を運搬する際の常識となっていることでもあり、規制のあることを知っていながら、なおかつ、怠っているものが多い見受けられたのは、違法精神の欠如による結果といい得る。

以上、今回の検査結果からみた場合、市内を走っている危険物運搬車両3～4台のうちの1台が不良車ということになり、前回同様、決して満足すべき状態とは言い難いところから消防局では、今後もこの種取締りを継続して強力な指導とPRに努めるとともに悪質な違反行為者に対しては、更に厳しい態度で臨む方針をとる模様であるが、特に関係者の法令遵守と積極的な自主点検の励行について強く要望している。

表1

車両種別	移動タンク貯蔵所	一般車両	計
検査結果			
検査台数	517	244	761
良好台数	419	136	555
不良台数	98	108	206

表2

移動タンク貯蔵所	違反数	一般車両	違反数
無許可取扱	0	消火器	45
許可品目外取扱	28	標識	90
無許可構造変更	1	運搬容器包装	1
消火設備	15	積載方法	5
緊急閉鎖装置	13	容器包装表示	3
安全装置	0	その他	
標識	19	計	144
接地装置	13		
掲示	4		
結合金具	5		
その他	14		
計	112		

一般取扱所のダクト出火

長期間の排気堆積物自然発火か

11月7日、大阪市此花区S社の殺虫剤中間製品製造の一般取扱所において、スクラバー（排気ガス公害防除設備）に繋がる塩化ビニール製ダクトが燃焼するという事故が発生した。

当日、午前11時42分頃、同一般取扱所屋外附近で突然シューという異常音とともにスクラバーから黒煙があがった。職場消防隊は火焰が認められないまま消火栓より黒煙のあがるスクラバーに放水を始めたが間もなくスクラバーに繋がる塩化ビニール製ダクトの一部が亀裂を生じ、変形し始めた。放水の主力をこの変形破損した部分に集中したところ、煙は弱まり15分後鎮火したものである。

この出火源となったダクトは同一般取扱所の4系統の製造取扱い設備から発生する各種排気ガスをスクラバーに送る配管で、各系統の設備、排気ガスを検討した結果、ダクトの焼け具合、ダクト内部の有機性堆積物の状況、他に火源が見当たらないこと等から、殺虫剤中間体（アセトンとアセチレンを原料として製造）を蒸溜、コンデンサーにより冷却液化したものを受槽に受け、この受槽内のガスをバキューム・ポンプによりダクトに送りこんでいる系統が出火の原因を作ったものと推測された。

この排気ガスとバキューム・ポンプの機械油のミスト状になったものが塵埃等と長期間（設置後約8年経過している）にわたりダクト内に堆積されていたものと思われ、この堆積物を当工場で分析した結果、飽和及び不飽和炭化水素の混合物の液体で

比重	$D_4^{19.5}$	0.831
蒸気密度		9 kg/m ³ (0°C 1気圧)
沸点		90~170°C/200mmHg
臭素価		278
引火点		55°C
燃焼点		65°C
自燃性		—

であり、第4類第2石油類に該当することが判明した。

この臭素価の高さからみても、不飽和炭化水素を含有する有機物で容易に酸素と結合する状態にあり、ダクト内にガスと共に入った空気中の酸素と化合し、発熱発火に至ったものと推測される。

この種の事故防止対策として考えられることは

① いくつかの排ガス発生系統から異ったガスが発生する場合、各ダクトは独立して設けるようにすること。

何本かの枝管が一本に集まる形をとる時は排ガス間の化学変化を充分考慮にいれたうえで設置しないと思われぬ事故の原因となることがある。

② ダクト内は週に一度ぐらいいは、スチーム等で洗滌を行なうこと。その他ダクトの材質の選定を過まらないようにすることは申すまでもない。

とまれ、近年ますます社会問題化される公害防止に、しちはやく真剣に取組まれる事業所各位にとって、このS社の事故を他山の石として、公害防除施設が原因で貴人命財産を失われることのないよう注意されたいものである。

映写機、フィルムの貸出

会員の皆様方には常日頃、社員研修についていろいろ企画されていることと推察しますが、今般本会備付の16mm映写機とフィルムを、当会員の皆様方に次の要領で貸出ししますから、ご利用下さい。

— 貸出要綱 —

▷機種 エルモ16mm映写機

▷フィルム 緑十字シリーズ「爆発防止編」

1. 利用者は事前に事務局（531—5910）に電話で連絡の上借用願を提出して下さい。
2. 使用地までの往復運賃は借用人負担とし、機械の損消についても実費弁償とします。

— 大阪市危険物品協会 —

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
泡・ガス・エア—ホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
斉田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル（株）
ヤマト消火器（株）

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2 4 5 6

最近の

運用基準

【質問】ハウス園芸用等の暖房用燃料の貯蔵扱いについて（鹿児島県）

近年県内各地の農家で促成作物等の栽培が行なわれていますが、これらの暖房用の燃料として灯油を使用しハウス内のバーナーにより熱風を造り自動温度調整器により温度を保持している現況であります。この燃料の貯蔵について、容量が危険物の規制を受ける施設であり、これが政令の定める基準に適合させる必要があり検討中であります。

つきましては、この規制については特例を適用すべき施設でありいろいろ検討いたしておりますが次のような特例をかけることについての可否について御教示ください。

設置される場所ならびにその他取り扱い貯蔵する状況

部落からはもちろん、人家からも50メートル以上はなれた広い農地で公共危険性もなく、しかも貯蔵する燃料タンクの容量は800リットル～1200リットル（灯油）程度の屋外タンクがビニールハウス（7～10メートル）×（30～50メートル）の広さ1とうごとに1基ずつ並列に設置され、自然流下でハウス内に設けられた自動温度調節器付バーナーに送られ、ハウス内の温度を熱風で上げ園芸作物を栽培している。

なお、1日の使用量は寒暖の程度、ハウスの広さでも異なるが、1日10リットル程度が最高と思われる。

以上のような状況にある施設について、次のような特例を適用することの可否について

1. 隣接タンクの間空地については、政令に定める空地を確保させることはもちろんであるが、畑と畑間の農道の境界線からは最低1メートル以上の空地を確保せしめることの可否
2. 危険物の量を自動的に覚知することができる装置として連通管式の使用を認め、その材質は硝子管とし管の上下にコックを設けるとともに硝子管を保護するため金属管等で防護するとともに計量する時以外はコックを閉じよう指導することの可否
3. タンクの基礎については、別図の構造で認めることの可否
4. 標識、掲示板については、同一畑、田の場合は一か所にまとめて掲示せしめ、タンクについては危険物の品名、数量をタンクごとに記入せしめることの可否
5. 消火設備については、同一敷地内に複数のタンクがあ

る場合でも、最大容量のタンクに適應する第5種消火設備を1こ以上設置せしめることの可否

ただし、危険物の規制に関する規則第32条第5号の規定は厳守せしめる。

6. バーナーへの送油管は耐油性ゴムホースを使用せしめ金属管との連結部については、バンド等でしめてはずれないように考慮することの可否
7. 季節的使用であるので、最初の設置の場合のみ危険物の規制に関する政令第11条の規定に定める手続きをなさしめるものとし使用期間が終るとタンクのみは取去されまた使用期間が始まるとタンクのみを設置するものであれば、使用期間が終りタンクのみが取去される場合は、休止届を提出せしめ、再び使用開始する場合は使用する日の10日前までに使用開始届を提出せしめ、現地で設置の状況を検査するののみとし危険物の規制に関する政令第11条の規定に定める手続きを省略することの可否
なお、その他通気管、弁等については、危険物関係法令の規定に適合するよう設置する。

【消防庁予防課 45.8.4 回答】

1. 設問については、当該タンクの周囲に危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第11条第2号に規定された空地が確保されていれば、特に農道の境界線からの距離を考慮する必要はない。
2. さしつかえない。
3. 設問の屋外貯蔵タンクが政令第11条第5号の規定による地震及び風圧に耐えるものであればさしつかえない。
- 4及び5 いずれもさしつかえない。
6. タンクからバーナーへの油送管で、農道等を横断する部分は金属管を使用すること。その他の部分については設問のとおりでさしつかえない。
7. さしつかえない。
なお、この回答は、住宅等から遠く離れた田畑の中に設置される屋外タンク貯蔵所に限り適用されるものであるので念のため申し添える。

【質問】移動貯蔵タンクの材質および板厚について（埼玉県）

このことについて、昭和45年2月9日付け消防予第16号で貴職から回答のあった板厚を有するもので、抗張力55kg/mm²以上を有する銘柄の鋼板のものについては、危険物の規制に関する政令第23条を適用して支障がないかご教示ください。

【消防庁予防課 45.8.4 回答】

さしつかえない。

【質問】移動貯蔵タンクの材質・板厚について (埼玉県)

このことについて、危険物の規制に関する政令第15条によれば、鋼板3.2mm以上と規定されているが、タンク材質としてアルミニウムの使用を認めてもよいか。また、使用が認められる場合は、板厚算出規準を教示願います。

【消防予防課 45.8.4 回答】

前段 さしつかえない。

後段 アルミニウム材を使用する場合の「鋼板3.2mmと同等以上の強度を有する板厚」の算出は、次式によるものとする。

t = sqrt(41/a) * 3.2

t : 使用するアルミニウム材の必要な板厚 (mm)

a : 使用するアルミニウム材の引張強さ (kg/mm^2)

ただし、移動貯蔵タンクの場合のみの算出式である。

Table with 2 columns: (年齢) and (合格率%). Rows include 20才未満 (34%), 20才代 (49%), 30才代 (42%), 40才代 (49%), 50才代 (47%), 60才以上 (45%), 平均 (45%).

となり、合格率の悪い年齢層は17才...22% (受験者32人) 18才...25% (122人)、19才...38% (326)人と10代に集まっています。反面合格率の良い年代は、60才...75%、58才...75%、51才...73%、48才...70%と高年齢層で占め、一般常識でいわれる「試験は若い者がとくだ」ということと逆結果が出ている。ところが44年2月期の結果では、全体合格率60%で60%に達しなかった年齢層は、50才以上48%、35才~50才が58%、10才代が58%となり、前回の調査とは一部異った結果がでていますが、共通点は10代の成績が悪いということです。

業種別では、44年2月期の試験調査によると、次のような結果がでています。

Table with 4 columns: 業種, 受験者(人), 合格者(人), 合格率. Rows include 運送 (80/40/50.0%), 自動車 (108/48/44.4%), 官公庁・学校 (156/111/71.2%), 電力・ガス (94/68/72.3%), 化学工業 (391/286/73.1%), 石油販売 (329/102/16.1%), 一般会社 (721/494/68.5%), その他 (162/75/46.3%).

(以上・松村)

質問コーナー

現在大阪府では年4回試験が行なわれているようですが合格率について、受講者と非受講者別、年齢別、業態別等の成績を教えてください。

【回答】

乙種4類の最近の合格率は

Table with 2 columns: 年次, 合格率. Rows include 44年10月 (47%), 45年2月 (56%), 45年5月 (43%), 45年8月 (47%), 45年11月 (45%).

で、大体40%から50%の範囲を上下しています。

準備講習受講者の合格率は、受験番号が明確な者が約半数しかないので数字の表現が適正か否かわかりませんが次のようです。()内はそのときの全体の合格率を示す。

Table with 3 columns: 年次, 合格率, (全体の合格率). Rows include 45年5月 (50.6% (43%)), 45年8月 (47.3% (47%)), 45年11月 (55.3% (45%)).

年齢別では資料が古いですが、42年第1回の調査結果をみますと、調査人員3,900人の受験者全部、内合格者1,755人で

災害事例集を発刊予定

大阪市危険物品協会

大阪市危険物品協会では、大阪市消防局の御協力を得、危険物災害の事例を分類編冊して発行することになり、第1回委員会を12月17日に開催した。

発刊予定は来春の予定。

引火点測定結果

これは、業界からの資料提出により、消防局で測定したものです。

この測定は、引火点のみで、資料の分析等は行っていませんから、提出資料と品名に相違があってもその責めは負いません。なお、他研究、試験機関での測定結果とも、条件その他の理由で多少相違するかも知りません。

名 称	引火点(°C)	燃 焼 体(°C)	該 当 品 名
アミノジフェニルエタン	145.0	162	第3石油類
モノイソプロパノールアミン	78.8	80	第3石油類
S S A (建材ワックス)	不燃性	—	非危険物
エメレル (#)	51.3	なし	非危険物
LP-3 (#)	7.5	24	第1石油類
エキタイ (#)	50.8	82	第2 #
O U (#)	不燃性	—	非危険物
クルーHHC (#)	不燃性	—	非危険物
カネクロール	202	なし	第3石油類
グラビヤ印刷インキ	<0	<0	第2石油類 (グラビヤ印刷インキ)
混合油(ガソリン・5%、軽油・95%)	8.5	85	第1石油類
# (# ・10%、# ・90%)	7.9	42	第1 #
# (# ・47%、# ・53%)	<-10	<-10	第1 # 第2 #
シールコート塗料	14.0	38	(合成樹脂クリヤー塗料)
シャインアップ(建材ワックス)	68	なし	非危険物
スーパービカ (#)	不燃性	—	非危険物
粗製グリセリン	195	204	第3石油類
粗製グリセリン60%	不燃性	—	非危険物
ダイカラックNo.1	2.8	9	第1石油類
ダイカラックNo.2	23.4	30	第2 #
ダフニCB65	117	137	第3 #
D-30P(プライマー)	-2.1	2	第1 #
D-45S (#)	10.2	11	アルコール類
D-50D(仕上げ塗装)	18.0	21	第1石油類
D-55P (#)	24.1	31	第2 #
トラフィックグレート	不燃性	—	非危険物
ニッサントリペイントサッシ用クリヤー	45.0	67	第2石油類 (合成樹脂クリヤー塗料)
糊剤3号液	<0	<0	第1石油類
糊剤DZ液	<0	<0	第1 #
ノンスリップ(建材ワックス)	不燃性	—	非危険物
パール	0.7	4	第1石油類
PD-A原液	14.2	18	第1 #
ビニゾールNo.1	不燃性	—	非危険物
ビニゾールNo.2	不燃性	—	非危険物
プロムプロピオニルクロライド	不燃性	—	非危険物

全国危険物安全協会連合会結成に至るまで

去る6月12日に全国組織結成され創立総会を開催した事は、己に通報しました通りであります。この会が結成する迄約7年を経過した事につき、一応その経過を略記して今後各位に一層の強力な支持と御協力を期待するのであります。御承知の通り昭和34年に消防法の改正があって、従来の消防が消火中心であったのが予防に重点を措く事に改めたのでそれに代るべく消防庁予防課は昭和37年5月東京都の建設省の職員寮を借りて、全国各ブロックから2名宛の代表者を招き、予防課主催で仮称全国危険物安全協会連絡協議会を創立するべくその案を示された。

我々一同で討議検討した結果、若干の補正をして意見がまとまり来る10月頃に創立総会を開催するとまでになったのである。

ところが同年8、9月頃かと思うが、名古屋市で全国消防長会が開催された席上、当時の消防長官に対し同会員のの中から曰く「消防庁は何故にこの様な全国組織をつくらんとするのか」或は「中央集権を企画しているのでは」との質問があり長官は「その様な事は知らぬ」或は「予防課が考えた事では」との遣り取りの一幕があったように聞いている。この事があってかさきの全国組織結成総会の件も一応中止となって見送られた結果になったのである。

その後消防庁の人事異動等があった小康状態が続きました。昭和40年頃小生当時の長官に面会してこの問題につき種々意見を質したところ長官は、「その様な組織は是非作りたいと望むが今暫く待てとの事。そこで「それでは我々業界自らで結成しても宜しいか」と反問したところ、「それは困る左様な方法でやられると当方に圧力がかかる様な事にもなりかねないという訳で物別れに終わりました。その後機会ある毎に予防課長や当時の次官等に促進を訴えましたが何れもその必要は認めながらも周囲の状況の為かふみ切りがつかない様に見受けられた。推するにさきの長官対全消連との件が後々にまで尾を引いているものと窺われた。42年12月今日は長官から同意を得るものとして会ったところ、席に予防課長及び同課長補佐氏等呼び入れて話し合いになった所、実は課長補佐が全消連に赴き意向を打診したところ今尚空気険悪だと語ったため長官は、「その様な先方の空気なら今無理をして実行すれば、全消連対全国連合会間の対立を見る事にもなり、当方として立場上困る、何んとか双方が円満にやって行ける様に今一応考えなおしては」との談合でまたまたふみ切りが出来なかったのである。

その間に小生としても全消連の会長を訪ねて意見を聞き

また、その方面の状況を調べて見たが、根拠ある反対意見は見当らなかった。兎に角その様な組織が出来ると困る、困ると言う程度のものであった。

昭和43年6月当時の消防次長にあった時、たまたま全国連合会の件に触れたので小生より従来の経緯を説明した所、時期がそこまで熟している様なら、是非とも速かにやらなければ切角芽生えた木も枯れてしまうではないか。当方も出来る限り協力しようとの事であったので、予防課長、同課長補佐の方々を交えて種々の面から検討談合したところ、この際寧ろ結成方法として業界自体でこの会を結成する事にすれば、従来からのいきさつからも最も無難な方法ではないかとの意見で一致。そこで各国内のブロック即ち、東北、関東、甲信越、東海、四国、中国、九州、近畿、を駆け巡って懇談の結果、何れも丁承賛成を得ました。依って44年11月20日、東京都の全国町村会館で各ブロックの世話人会を開き、次ぎ次ぎと4回開催の結果会則案も出来上りましたので昭和45年6月12日午後1時より全国町村会館会議室で創立総会を開き、出席全員の賛成を得てここに正式に全国組織が結成されたのである。

危険物関係法令集	¥ 250
危険物物理化学(2種)	¥ 200
試験問題集(2種)	¥ 150
施設図解説(1部)	¥ 650

大阪府危険物品協会連合会

標識・掲示板は協会で

危険物製造所	}	鉄板・メラミン塗装製	
危険物給油取扱所		(白地黒字)	¥ 450
危険物小量取扱場		強化プラスチック製	¥ 550
その他各種			
類別・品名	(白地黒字)		＃
火気厳禁	(赤地白字)		＃
火気注意	(赤地白字)		＃
禁水	(青地白字)		＃
注水注意	(青地白字)		＃
給油中エンジン停止			＃
消火器・使用法(各種消火器)		塩化ビニール製	¥ 80
危 (夜間運搬用・黒地黄字)		鉄板・メラミン塗装製 発光字	¥ 650
危険物 (運搬用旗・黄地黒字)		綿布製	¥ 70

大阪市危険物品協会